

# 日本組合基督教会史の研究史（1）

塩野和夫

## はじめに

「日本組合基督教会史の研究史」は、「日本組合基督教会史研究の方法論」・<sup>1)</sup>「日本組合基督教会法の研究」・<sup>2)</sup>「『日本組合教会便覧』の統計資料分析とその解説」・「日本組合基督教会史の時期区分」と共に『日本組合基督教会史研究 序説』に置かれる。本論の目的は日本組合基督教会史(適宜、「組合教会史」と略記する)の研究史を検討することによって、研究史の視点から組合教会史の解明に努めると共にこれから組合教会史研究の課題を明らかにすることにある。なお、本論では組合教会史叙述の試みやその成果も検討対象に加えた。<sup>3)</sup>

組合教会史の研究史に確認できる特質がある。それは組合教会史の執筆者が組合教会に所属しただけでなく、その後の研究も組合教会の流れと関係する研究者に担われてきた点である。研究史検討で研究者の立場は重要な事項で、研究内容に対して決定的な要因となる場合もある。したがって、組合教会史研究史でも執筆者の特質に考慮が求められる。<sup>4)</sup>

組合教会通史作成の試みは組合教会の教会史編纂事業との関わりから生み出された。したがって、これら組合教会時代の諸作品には編纂事業との関連を問う史料批評が必要である。またこれら諸作品の比較検討は組合教会通史作成の進展と各作品の特色を明らかにする。組合教会解散後(1941.6.27に組合教会は解散)<sup>5)</sup>の諸研究に関して、重要な課題はその視点と方法である。湯浅与三の『基督にある自由を求めて』(1958.2)以降、組合教会通史の取り組みは現れていない。むしろ、特定テーマの研究が精力的に行われてきた。その結果、組合教会史の諸側面が次第に明らかにされた。

そこで、執筆者及び研究内容の変化に対応して、本論は4章構成を探る。第1章では組合教会の教会歴史編纂事業とその中から生み出された諸作品を検討する。第2章では湯浅与三『基督にある自由を求めて』を取り扱う。第3章では日本基督教団の成立に要請されて研究され発表された諸作品を検討する。第4章ではその後の組合教会史研究の諸相が対象である。その上で結びではこれから組合教会史研究の課題について言及したい。

## 第1章 組合教会の『教会史編纂事業』研究

### 第1節 組合教会の教会史編纂事業

第3回組合教会総会(1888.5.23-26)は本間重慶が提出した建議案「組合教会歴史編輯の事」<sup>6)</sup>を可決し、松山高吉・本間重慶・村上俊吉を歴史編纂委員に選出した。<sup>7)</sup>こうして、組合教会は1888年5月に組合教会史編纂事業の取り組みを始めた。それは組合教会組織2年後であった。なぜ、この時期に総会決議による教会史編纂事業を始めたのか。

その背景に組合教会の教会観が考えられる。この教会観では組合教会組織2年後に「編纂に値する組合教会の歴史が存在した」と認識された。たとえば、第14回総会(1899.4.6-10)で『組合教会廿五年紀祝会』<sup>8)</sup>が行われた。あるいは、第39回総会記録は「大正13年は組合教会設立第50年に相当する」と記した。<sup>9)</sup>これらの起点は1874年で、それは組合教会最初の神戸教会が設立された年であった。そして、1874年が組合教会設立の年として認識されていた。このような認識を成り立たせたのが組合教会の教会観であり、この教会観によると組織後2年にして「すでに組合教会の歴史は存在した」。

その上で編纂事業開始の主たる理由は組合・一致両教会合同運動に求められる。組合教会は両教会合同を第1回総会(1886.4.21-23)から協議していく。<sup>10)</sup>その後も合同運動は順調に進展し、第3回総会では「日本基督教會憲法並細則附錄」<sup>11)</sup>が提出された。このような合同運動の進展は組合教会に決定的な変革を予測させた。時の変革は歴史を生む。組合教会はこの変革の時に初めて歴史を残そうとした。すなわち、本間重慶は「永ク組合基督教會ナルモ

ノノアリン事ヲ不朽ニ傳ヘ度キ精神」で「組合教会歴史編輯の事」を提案し、<sup>12)</sup>議場も総員の起立をもってこれを承認した。

ところが、この事業は成果を残さずに終わった。残された史料は事業が小規模に終始した事を推測させる。その後、委員の氏名が分かったのは村上俊吉(1889年度)<sup>13)</sup>と松山高吉(1900年度)だけである。作業としては諸教会に史料の送付を求め、いくらかの史料を集めたらしい。<sup>14)</sup>会計支出が認められるのも1889年度の1円50銭だけであった。<sup>15)</sup>このように最初の教会史編纂事業は順調に進まなかった。その理由は合同運動の行き詰りと失敗であった。合同運動の盛り上がりによって開始された事業は合同運動が失敗に帰した1890年度に<sup>16)</sup>消滅した。

第8回組合教会総会(1893.4.4-9)で再度「組合教会歴史編纂の件」が可決された。提案者の長田時行は「我邦当初ヨリ布教ニ尽力セラレタル」諸教師の日本在留を提案理由とした。<sup>17)</sup>この提案理由の背景に組合教会を支えた人材の世代交替が1890年代に進んだことが考えられる。世代交替についてはこの時選ばれた委員、小崎弘道・長田時行・宮川経輝の顔触れからも指摘できる。また、当時考えられた組合教会史の内容は長田の発言から推測できる。「人ノ働キニ立入りテ書ク積リニアラズ 只其事実ト教会ノ設立ト或ハ其働キノ有様ヲ書ク迄ノ事ナリ」。<sup>18)</sup>

教会史編纂作業は小崎の北米旅行に際し編纂作業を委託された坂田貞之助を中心に進められた。作業の進展について、第9回総会(1894.4.4-6)で長田が「現在草稿七、八十枚ニ達シ其三分ノーッアリタリ」と報告した。第10回総会(1895.4.1-4)では坂田が「第一 『アメリカンボード』伝道着手前の新教伝道」(安政6年—明治2年)、「第二 組合教会準備時代」(明治3年—同6年)、「第三 組合教会創業時代」(明治7年—同10年)、「第四 組合教会の膨張時代」(明治11年—同16年)の略述を終えたと報告した。<sup>19)</sup><sup>20)</sup>

このように第2期の編纂作業では史料収集だけでなく通史執筆も進んだと考えられる。ところが、1895年度で事業は中断した。<sup>21)</sup>確認できる会計支出も1893年度の4円だけであった。順調な推移にもかかわらず3年で中断した理由として、編纂作業が坂田貞之助個人に集中したことおよび編纂事業の目的

が史料収集なのか教会史出版なのかがあいまいであった点が挙げられる。

第1期歴史編纂事業(1888-1890)・第2期歴史編纂事業(1893-1895)失敗の後、組合教会は本格的な教会史編纂事業に取り組んだ。この取り組みを決定したのは第13回総会(1898.4.8-12)で、「第3号議案 十五年紀準備委員7名並歴史編纂委員3名を挙ぐ」と「第4号議案 組合教会歴史編纂費を参百八拾圓と定む」<sup>23)</sup>を承認した。また、原田助・村上俊吉・油谷治郎七を委員に選出した。<sup>24)</sup>

2度の失敗にかかわらず、組合教会が出版計画を含む本格的な歴史編纂事業に着手した理由は何か。第1に当時の組合教会の状況があった。伝道会社の独立と理解したアメリカン・ボードから伝道会社への指定寄付金謝絶を決議したのが第10回総会(1895.4.1-4)<sup>25)</sup>であり、第21回総会(1905.10.20-25)では組合教会の独立と理解した「明治38年10月15日大阪青年俱楽部に於ける日本組合教会及アメリカン、ボード宣教師委員の合同会議に於て全会一致を以て採用したる提案」(適宜、「提案」と略記する)を可決した。<sup>26)</sup>1898年はこのように伝道会社や組合教会の独立を推進した過程にあり、新しい展開を準備した時期であった。その時に再度、組合教会は教会史編纂事業着手を決定した。第二に坂田貞之助が残した成果への期待があったと思われる。第9回総会・第10回総会で編纂作業の進展が報告されていたため、多少の修正と追加で教会史が出版できると考えたのではなかったか。

しかし、第14回総会(1899.4.6-10)に設定した『組合教会十五年紀祝会』<sup>27)</sup>(4.8)では原田助が「歴史朗読」しただけで、『組合教会史』は出版されなかつた。<sup>28)</sup>油谷治郎七が出版遅延の原因として総会で説明したのは、「坂田貞之助との手違い」、「各教会講義所の三分の一以上より回答が送り来られないこと」、「委員の事情」の3点であった。<sup>29)</sup>そこで総会は委員2名の増員を認め、<sup>30)</sup>編纂事業継続を決定した。

こうして、西尾幸太郎・三宅荒毅を加えた委員会体制で第25回総会(1909.10.16-19)まで編纂事業を続けた。その間委員の異動では1902年8月に三宅荒毅が死亡、<sup>31)</sup>第21回総会で油谷治郎七が委員を退き、八濱徳三郎・牧野虎次を新委員に選んだ。<sup>32)</sup>編纂作業は第15回総会・第22回総会・第23回総会<sup>33)</sup><sup>34)</sup><sup>35)</sup>

<sup>36)</sup> に進展が報告された。また、この期間中に『日本基督伝道会社略史』(1898.4.9 伝道会社)、『組合教会独立始末』(1906.10.15 組合教会)が発行され、「日本組合教会略史」も『明治37年便覧』(1904.8)から掲載が始められた。

けれども、『日本組合基督教会史』は出版されなかった。当初の本格的な取り組みや11年の年月にもかかわらず出版できなかつた理由は何なのか。史料が語るのは「委員の事情」と「資料収集の困難」であった。<sup>37)</sup>

第3期歴史編纂事業(1898-1909)の行き詰まりで委員全員が辞職した第25回総会(1909.10.16-19)で編纂事業を引き継いだのが小崎弘道であった。以来、第39回総会(1923.11.3-6)まで小崎は歴史編纂事業の責任を負い、1923年には『日本組合基督教会史』原稿を本部に送った。そこで、この期間の教会史編纂事業の進展を委員の異動で時期を区分し見ておきたい。<sup>38)</sup><sup>39)</sup>

第25回総会で委員に就いた小崎はその後の2年間は一人で責任を負つた。<sup>40)</sup> この間の編纂事業に際立つた進展は確認できない。

第27回総会(1911.10.13-17)で平田義道が委員に加わり、1918年まで8年間小崎と編纂委員会を構成した。この間の編纂作業の進展は「訂正作業の進展」<sup>41)</sup>、「第1編の完成」<sup>42)</sup>、「材料の集まつたこと」<sup>43)</sup>、「通史編纂の完了と附録の作成」<sup>44)</sup>、「本年中に発行の予定」<sup>45)</sup>等の報告から推測できる。

第34回総会(1918.10.3-7)で平田に代わって委員に選出されたのが今泉真幸で、3年間小崎と編纂委員会を構成した。ところが、この3年間に不可解ないいくつかの出来事が生じていた。その中で重大なのは第37回総会(1921.10.6-10)における小崎の委員辞任表明であった。また、1921年8月に今泉は『日本組合基督教会とは何か』を発行し、『大正11年便覧』はその順調な売れ行きを伝えていた。<sup>46)</sup>さらに、この間の編纂作業はすでに終了した作業と重複していた。<sup>47)</sup>これらの諸点から推測できるのは組合教会史に対する小崎と今泉の見解の相違であり、そのため編纂事業が行き詰まつたことである。<sup>48)</sup><sup>49)</sup>

小崎の辞意表明を受けた総会はその扱いを理事会に一任した。理事会は小崎に編纂委員の続行を求め、今泉に代わって野口末彦を委員に選出した。<sup>50)</sup> 小崎は野口と第39回総会(1923.11.3-6)までさらに2年間編纂委員会を構成した。<sup>51)</sup>この間に編纂作業も進展し、1922年には「明治32年頃まで終了」、1923

年には「日本組合基督教歴史編纂は漸く完成を告げ、その原稿を本部に送付」<sup>52)</sup>した。

ところが、小崎の原稿を校閲修正し、出版した責任者が今泉であった。小崎から原稿を送付された組合教会は第39回総会で「議案第11 日本組合基督教歴史出版に関する件」を承認し、「其出版の方法及経費其他一切の事務を理事会に一任」<sup>53)</sup>した。そこで、同年12月に理事会は組合教会歴史出版委員<sup>54)</sup>として(長)今泉真幸・渡瀬常吉・海老沢亮・米沢尚三・高木貞衛を選出した。こうして、今泉が中心となって『日本組合基督教会史』の出版作業は進められた。

校閲に関して今泉は短期間に大胆な作業を行った。<sup>55)</sup>まず、小崎の原稿を複写して宮川經輝・杉田潮・原田助に校閲批判を依頼し、取りまとめた原稿を今泉が三点の方針に沿って修正した。<sup>56)</sup>さらに理事会の決議により、第一巻中の後記と第二巻の出版を見合わせ、出版物も未定稿とした。<sup>57)</sup>このような作業を経て1924年9月に小崎弘道編著『日本組合基督教会史』<sup>58)</sup>を出版した。

小崎『日本組合基督教会史』出版で教会歴史出版委員会は使命を終え、以後組合教会は解散の時まで歴史編纂事業に取り組まなかった。<sup>59)</sup>なお、『明治37年便覧』から継続していた「日本組合教会略史」も『大正11年便覧』(1922.8)を最後とした。その後の便覧では各年度の報告を伝える「組合教会小史」を掲載した。

## 第2節 組合教会歴史編纂事業関連の諸作品

組合教会が教会史編纂に取り組む過程(1888-1924)で公にされた組合教会史関連の諸作品があった。これら諸作品を小崎『日本組合基督教会史』(未定稿)と比較すると量的に小さく未完の作品もある。しかし、いずれも組合教会の歴史編纂事業に依拠し、それぞれの目的に即して作成された。したがって、これら諸作品の検討課題はまず個々の作品の特色を明らかにすることであろう。その上で小崎『日本組合基督教会史』完成過程での位置付けが求められる。

まず、1898年4月出版の『日本基督伝道会社略史』<sup>60)</sup>(適宜、『会社略史』と

略記する)を取り上げたい。緒言によると『会社略史』の執筆者は原田助であり、油谷次郎七が編集に協力し、宇佐美松二郎が付録の一覧表と統計表を担当した。<sup>61)</sup> 緒言はまたその史料や組合教会史との関連を記し、『会社略史』<sup>62)</sup>編纂の動機は「日本基督伝道会社創立二十年の祝会」<sup>63)</sup>にあるとした。しかし、伝道会社創立記念という動機だけで『会社略史』は編纂されたのか。そこで、緒言の記す動機との適合性を『会社略史』の内容から検討したい。

『会社略史』は伝道会社設立までを記述した「前史」と伝道会社設立以降第20回年会までを記述した「本史」から構成されていた。本史は各年会の記述で伝道会社の歴史動向を跡付けている。したがって、『会社略史』は概略的であるが通史としての枠組を備えていた。その意味では緒言の記した動機との適合性が認められる。

ところが、略史叙述の枠組からはみ出た箇所があった。第17年会以降の叙述である。しかも、わずか3年間の叙述に20頁を割いていた。なぜ、17年会以降の叙述がそれまでの枠組を崩したのか。そこに何を記したのか。これらの問い合わせに対して、「第18年会における伝道会社のアメリカン・ボード指定寄付金の謝絶」<sup>64)</sup>をめぐる一連の出来事がそこに記されていたとまず答えることができる。しかも、この決議を『会社略史』は伝道会社の独立と捉えた。

そこで、伝道会社の独立と理解した出来事に『会社略史』の枠組を崩す意味を認めていたと考えられる。この意味が『会社略史』作成の内的動機であり、伝道会社創立20周年という形式的動機を用いて『会社略史』を作成した。

『会社略史』と重要な類似を持っていたのが1906年10月出版の『組合教会独立始末』<sup>65)</sup>(適宜、『独立始末』と略記する)であった。

『独立始末』の執筆者は不明であるが、教会史編纂委員との関わりが推測できる。発行者の原田助は歴史編纂委員長の立場にあったからである。

さらに重要な類似は『独立始末』作成の動機であった。『独立始末』には編纂のいきさつを記した緒言や後書きはない。けれども、その内容や書名から編纂動機は明らかである。すなわち、組合教会の独立と理解した第21回総会(1905.10.20-25)における「提案」の決議がその動機であった。『会社略史』編纂の内的動機が伝道会社独立であったように『独立始末』編纂の動機は組

合教会独立であった。ここに最も重要な類似があった。

したがって、『独立始末』の内容に「提案」との顕著な関連があった。まず、「提案」以前の歴史を組合教会独立に至る過程として叙述した。次いで、「提案」を詳細に記述した。さらに、独立を達成した組合教会の現状や課題を述べた。このように組合教会の独立を中心に据え、『独立始末』は組合教会通史の体裁を探った。

ところが、このような類似にもかかわらず『独立始末』には『会社略史』との重要な相違があった。歴史叙述方法に関する相違である。

『独立始末』と比較すると、『会社略史』の叙述は素朴で個々の出来事のつながりから歴史表現を試みていた。それに対して、『独立始末』は歴史的概念で出来事を結び合わせ、歴史を理解した。このことはたとえば『会社略史』が伝道会社年会をつないで歴史動向を叙述したのに対して、『独立始末』では「組合教会の淵源」「組合教会の三大主義」などの概念で歴史を理解したことからも明らかである。このような歴史叙述方法の相違は組合教会の歴史観が定まってきたことと関連したと考えられる。歴史編纂作業の進展は歴史評価を確立し、歴史を凝縮した概念を生んだ。このような流れの中に『会社略史』から『独立始末』への展開があった。

『会社略史』や『独立始末』に対して編纂動機や目的、執筆内容等が著しく相違していたのが『日本組合教会史料』（適宜、『教会史料』と略記する）であった。

『教会史料』は編纂委員会名で教会史出版に先立って1906年10月4日発行<sup>67)</sup>の『基督教世界』（1205号）を初出として15回にわたって掲載された。<sup>68)</sup>ここに第3期編纂委員会の成果の一端があった。『教会史料』を公にした編纂委員会の動機は教会史出版自体にあった。編纂作業の目的は、本格的な組合教会通史の完成であった。その取り組みが本格的だったことを『教会史料』が語<sup>69)</sup>っていた。『教会史料』の執筆者は今泉真幸であった。

『教会史料』が本格的通史を目指したことをその叙述方法から明らかにしたい。『教会史料』の叙述方法第一の特色は組合教会史を時代状況の中に位置付ける姿勢であった。歴史状況を生きた教会史の叙述は教会内の動向だけ

で描き切ることは出来ない。それにもかかわらず多くの教会史が教会内の叙述に終始する傾向があった。その限界を克服しようとする姿勢が教会史料にあった。第2に組合教会の叙述をその広がりから表現した。すなわち、組合教会の伝道活動が及んだ各地域や設立された諸教会を叙述対象とした。このような幅広い叙述を可能にしたのは編纂委員会による史料収集の成果であった。しかし、同時にその背後に組合教会固有の教会観があった。第3に組合教会の活動の場を教会や伝道活動に限定せず、教育事業や出版事業に広げて捉えていた。この事実も、豊かな史料と広い視野によって『教会史料』を作成したことを語っている。

『教会史料』は第3期編纂委員会が構想した組合教会通史の一端を明らかにした。小崎弘道の『日本組合基督教会史』の同時代の記述は『教会史料』に準拠していた。

『教会史料』とは違った目的で、『会社略史』や『独立始末』とは違った叙述方法で便覧に掲載されたのが『日本組合教会畧史』（適宜、『教会略史』と略記する）である。

『教会略史』は『明治37年便覧』（1904.8.12）の掲載を初出として『大正12年便覧』<sup>70)</sup>（1923.7.2）まで20回掲載された。『教会略史』の目的は便覧の読者が広く組合教会史に親しむことであった。したがって、その記述は簡潔で、当局で評価の定まった出来事を肯定的に記した。執筆者は便覧の編集者が予想される。

では、叙述内容はどのようなものであったか。『教会略史』の叙述内容は組合教会の動向に限定され、「初期の伝道活動—教会の設立—伝道会社と組合教会の独立—国内伝道と国外への伝道」という大筋があった。また、20回の記載内容の推移に一定の形式があった。前述したものに最新の動向を付け足したのである。こうして、回を重ねるごとに『教会略史』の分量は確実に増えた。そこで、叙述内容は簡潔な組合教会通史であり、組合教会の現在を歴史的に説明したものであった。

諸作品の中で広く長く親しまれたのが『教会略史』であった。したがって、組合教会関係者の多くは『教会略史』によって組合教会史を理解したと考え

られる。

### 第3節 今泉真幸と小崎弘道編著『日本組合基督教会史』(未定稿)

小崎弘道自筆集の中に『日本組合基督教会史稿本(1)』(適宜、「稿本(1)」と略記する)と『日本組合基督教会史稿本(2)』(適宜、「稿本(2)」と略記する)があった。「稿本(1)」は『日本組合基督教会史』の原稿(適宜、「教会史稿(1)」と略記する)<sup>71)</sup>であった。「稿本(2)」は『日本組合基督教会年表』<sup>72)</sup>の原稿(適宜、「年表稿」と略記する)と『日本組合基督教会史』の原稿(適宜、「教会史稿(2)」と略記する)<sup>73)</sup>であった。

小崎が執筆したこれらの諸原稿は組合教会の歴史編纂事業とどのように関係したのか。また、小崎が1923年に組合教会本部へ送った原稿あるいは1924年に組合教会が出版した小崎弘道編著『日本組合基督教会史』(適宜、「組合教会史」と略記する)とどのように関係したのか。

組合教会歴史編纂事業関連ではまず、第30回総会(1914.10.3-6)における小崎の報告「第一編丈けの編纂は畧々出来居れば」が注目される。この報告にある「第一編丈けの編纂」が「教会史稿(2)」であろう。次いで、「教会史稿(1)」の執筆時期を考えるうえで次の諸点を考慮したい。<sup>75)</sup>

- (1) 小崎自筆の原稿であったこと
- (2) 「教会史稿(2)」と連続した作業で書かれたこと<sup>76)</sup>
- (3) 第6編が「大正」初期に執筆されたこと
- (4) 末尾の付録に年表等の存在を記していたこと

以上の諸点から「教会史稿(1)」は第32回総会(1916.10.6-10)で小崎が「大体大正4年末に至るまでの歴史を編纂し終へたり」と報告した原稿だと考えられる。同総会で小崎は年表の作成にも言及して「附録として組合教会40年余の重要な事件の年代記を編纂中なるが」と報告していた。<sup>77)</sup>「年表稿」はこの報告にある年代記だと推測できる。

では、「教会史稿(1)」と1923年に小崎が組合教会本部へ送った原稿との関係はどうなのか。この問いは、「教会史稿(1)」と『組合教会史』との比較検討を求めている。そこで、両者を比較検討した結果、両者の構成や内容

は「教会史稿(1)」の第6編を削除した以外はほぼ一致していたことが確認できた。したがって、「教会史稿(1)」と小崎が送付した原稿について次のように推測できる。小崎はすでに書き上げていた「教会史稿(1)」の第1編－第5編を朗読し、これを筆記させて『組合教会史』原稿本文とした。第6編はこれを修正加筆してあと書きとした。<sup>78)</sup>今泉はあと書きは全文削除したが、本文は筆者を尊重した校閲を行い、「組合教会史」を出版した。

そこで、『組合教会史』の内容に言及したい。

まず、『組合教会史』の時期区分である。その扱う期間は1859年－1912年<sup>79)</sup>で時期区分は次の通りであった。

第1章 準備時代(安政3年－明治6年)

第2章 創設時代(明治7年－明治15年)

第3章 発展時代(明治16年－明治23年)

第4章 試練時代(明治24年－明治33年)

第5章 漸進時代(明治34年－明治45年)

小崎が『組合教会史』に採用した主な内容は次の通りであった。まず、個別教会に関する出来事があった。これについてはその設立や会堂建築等を記述した。第2に組合教会史に関わった人物の簡潔な評伝があった。人物史は多くの場合その死去の報告に伴って記述した。<sup>80)</sup>第3に教会の組織および組織的活動に関する記述があった。この関連では組合教会関係が多くを占めたが、その枠にとらわれない組織や活動も記述した。最後に小崎が関係した出来事<sup>81)</sup>があった。小崎にとって組合教会の歴史は自分の生の軌跡でもあった。そのために、自分史が入り込んだのであろう。

『組合教会史』の叙述方法は出来事史であった。小崎は自分が選択した出来事を時期や内容で分類し記述した。したがって、『組合教会史』は読者が出来事の連鎖からその歴史を読み取ることを求めた。ただし、執筆作業の中に小崎の評価が入っていたので、それから全く自由に評価を下すことが約束されていたわけではない。この小崎の評価に、今泉が『組合教会史』を未定稿とした理由があった。

小崎の『組合教会史』研究で重要な課題はなぜこの書が未定稿とされたの

か、この問い合わせにある。この問い合わせは具体的にはなぜ今泉が未定稿としたのか、この点にしばられる。そこで『組合教会史』及びその原稿から、今泉がなぜこれを未定稿としたのか、その理由を検討したい。

今泉の校閲作業は「教会史稿(1)」と『組合教会史』の比較から次のように推測できる。

(1) 本文に関して今泉はできるだけ筆者の意向を尊重した。このことは今泉に容認しがたい見解であっても、手を加えなかったことから明らかである。

(2) 本文で今泉が手を加えたのは内容上の問題ではなく、字句の修正<sup>82)</sup>やわずかな加筆であった。

(3) ところが、今泉はまとめを全文削除した。「教会史稿(1)」から、まとめには組合教会の将来に寄せた小崎の見解が記されていたと推測できる。

ところで、『組合教会史』原稿本文とまとめが内容的には連続していたことが当然予想される。そうだとすると一連の作品の一方は筆者の見解を尊重し、他方は全文削除した校閲作業には矛盾があった。今泉の校閲作業にこのような矛盾が生じたのはなぜなのか。

そこでまず、今泉がまとめを全文削除した理由を考えたい。「教会史稿(1)」によるとまとめには組合教会批判が3点含まれていた。それは組合教会の地域的偏在、教育機関の無計画、教会政治の未成熟であった。小崎はこれらの欠点を持つ組合教会を「多くの機能を備へざる下等動物の如き」、「まだ何らの性格を備へざる小児の如き」ものとした。<sup>83)</sup>そして、このような「小児の如き」組合教会に対して日本基督教会や日本メソジスト教会、日本聖公会はより優れていると評価した。<sup>84)</sup>このような批判に今泉は同意しかねた。それは当局にとっても組合教会の創立50周年記念出版として認められない内容であった。

それでは、小崎はまとめにある組合教会批判へと連続する記述を、本文でどのように行ったのか。その端的な例は組合一致両教会合同運動失敗の評価であった。小崎は合同運動に反対した新島を批判し、その後の教勢不振につ

いても「教会内において教勢頓挫の原因となったのは、第1は組合一致両教会合同の失敗であった」とした。<sup>85)</sup>この評価も今泉のそれとは全く違っていた。ところが、今泉は到底同意しかねるこのような叙述に手を加えなかった。このように本文の校閲は全文を削除したまとめの校閲とは様相を異にしていた。その理由は総会および理事会が今泉に託した職務が小崎の原稿による『組合教会史』の出版にあったからだと思われる。

このように考えると、小崎の原稿校閲に対する今泉の矛盾した対処の全容が解明できる。この校閲にあたって今泉は組合教会総会および理事会の委託に誠実であろうとする立場と小崎の組合教会史観に同意できない立場との間に立った。後者の立場を鮮明に打ち出したのがまとめの全文削除であった。前者の立場を鮮明に打ち出したのが本文に対する筆者尊重の校閲であり、その出版であった。ただし、これを未定稿としたことで小崎の『組合教会史』に対する批判を今泉は表明したのであった。

## 注

- 1) 塩野和夫「日本組合基督教会教会法の研究(1)」(『基督教研究』第53巻第1号 1991.12)、塩野和夫「日本組合基督教会教会法の研究(2)」(『基督教研究』第53巻 第2号 1992.3)
- 2) 塩野和夫「『日本組合教会便覧』の統計資料分析とその解明(1)」(『キリスト教社会問題研究』第39号 1991.3)、塩野和夫「『日本組合教会便覧』の統計資料分析とその解明(2)」(『キリスト教社会問題研究』第40号 1992.3)
- 3) ここで言う「組合教会史叙述の試みやその成果」とは組合教会の歴史編纂事業の中から、あるいはこの事業との密接な関わりの中から生み出された諸作品を指す。これらの作品は狭義に考えれば組合教会史研究史に位置付けられるのではなく、歴史の対象とされる性格を有している。しかし、これまでにこれら諸作品に関する研究がほとんど行われておらず、また組合教会史の叙述にすでに組合教会史に対する立場・判断・方法が含まれていたことを考え合わせて、研究史の対象に加えた。
- 4) それにしても執筆者に関するこのような特質が生じた原因は何なのか。この問題を考える上で Richard Niebuhr が歴史的方法検討にあたって提示した 2 概念は示唆に富んでいる。R.Niebuhr は歴史を捉える概念として "History as lived" と "History as seen" あるいは "Internal History" と "External History" に分けた。(H.R. Niebuhr, "The Meaning of Revelation" 1952) この概念区分によれば組合教会史はこれまで "as Lived History" としてあるいは "Internal History" として執筆者に受けとめられ

てきたことになる。このような受けとめ方は組合教会史に対する鋭い感性を与えたが同時に方法論的限界をもたらしたと推測できる。しかし、最近の研究では従来の研究の限界を克服する試みが見られる。

- 5) ここで言う史料批評とは組合教会と諸作品との関係の調査である。具体的には組合教会の動向と組合教会の教会史編纂への要望、担当委員と執筆者、編纂事業の予算と決算、諸作品完成の経過などを確認する作業である。
- 6) 第3回総会での建議案「組合教会歴史編輯の事」可決は『第三回総会議事録』(1888、11頁)で確認できる。
- 7) 選出された3名の歴史編纂委員の氏名は『基督教新聞』(1888.6.6、第254号2頁)で確認できる。
- 8) 「組合教会第廿五年紀祝会」は『第14回総会記録』(1899、18-19頁)で確認できる。
- 9) 『第39回総会記録』(1924.5、17頁)
- 10) 『日本基督教伝道会社第九年会記事』第二号、報告並に懇談会、21-31頁、36-41頁
- 11) 「日本基督教会憲法並細則附録」は、『新島襄全集 第2巻』(1983.7.20、536-556頁)にも記されている。ただし、細則は省略されている。
- 12) 『第三回総会記録』(1888、11頁)は本間重慶の建議案「組合教会歴史編輯の事」提案の内容を次の通り報告していた。「第二 組合教会歴史編輯ノ事 45番(本間)本案ハ彌々一致教会ト合併スルニ至レバ極メテ精密ナル歴史ヲ編輯シ永ク組合基督教会ナルモノノアリシ事ヲ不朽ニ伝ヘ度キ精神ナルカ故ニ本案ヲ提出シタリ」。
- 13) 委員の氏名は『第5回総会記録』(1890、8-9頁、80-81頁)で確認できる。
- 14) 『第5回総会記録』(1890、80-81頁)
- 15) 『第5回総会記録』(1890、74-75頁)
- 16) 第6回総会(1891.4.1-2)、第7回総会(1892.3.31-4.2)の報告記事で歴史編纂関連の記事は確認できない。
- 17) 『第8回総会記録』(1893、27-28頁)は長田時行の提案理由を次の通り報告していた。  
「我組合教会モ日進月歩今ヤ大ナル一教派トナリタリ 此際歴史ヲ編纂シ之ヲ後世ニ遺スハ最モ必要ナリト思惟ス 殊ニ我邦当初ヨリ布教ニ尽力セラレタルグリーン教師デホレスト教師其他ノ諸氏 尚我邦ニ在留中ナルヲ以テ其材料ヲ得ル事最モ容易ノ事ナリト信ズ 是レ余ガ此議案ヲ提出セシ所以ニシテ……」。
- 18) 『第8回総会記録』(1893、28頁)
- 19) 『第9回総会記録』(1894、137-138頁)は長田時行の総会報告を次の通り伝えている。  
「組合教会歴史編纂ニ關シテ宮川小崎ノ二氏ト小子ノ三人ガ其職ニ當り出来得ル丈ヶ尽力セント雖モ歴史ヲ送付セラレザル諸教会モアリテ意ノ如ク早ク成功スル事ヲ得ザリシハ諸氏ニ謝スル所ナリ 小崎氏北米ノ野ニ遊ブニ際シ坂田貞之助氏ニ万事ヲ委託シタリシガ 現在草稿七、八十枚ニ達シ其三分ノーッアリタリ 思フニ來ラントスル年ノ総会ニハ公ニスル事ヲ得ベキカ」。
- 20) 『第10回総会記録』(1895、56-58頁)
- 21) 『第11回総会記録』(1896)、『第12回総会記録』(1897)では歴史編纂関連の記事は確

認できない。

- 22) 『第9回総会記録』(1894、134頁)  
 23) 第13回総会の「第3号議案」、「第4号議案」の内容は『第13回 総会記録』(1898、16-17頁)で確認できる。なお、歴史編纂予算は次の通り承認されていた。(単位は円)

収入	各教会負担金	個人寄付	売却費	合計
	100	100	180	380
支出	編集費	印刷費	雑費	合計
	150	200	30	380

- 24) 『第13回総会記録』(1898、29頁)  
 25) 『第10回総会記録』(1895、60-94頁)  
 26) 『明治39年便覧』(1906.4.20、1-3頁)  
 27) 『第14回総会記録』(1899、18-19頁)  
 28) 『第14回総会記録』(1899、109-112頁)は1898年度の会計決算報告を次のように報告していた。(単位は円)

収入	各教会分担金	支出	編集費	繰越	合計
	81.96(合計も同額)		32.30	49.66	81.96

- 29) 『第14回総会記録』(1899、41-42頁)は油谷治郎七の出版遅延説明を次の通り報告していた。「二十六番(油谷) 歴史編纂に就ては数年前坂田貞之助氏が着手して其材料を集めおられしが 氏が渡米の際に紛失せられしとて我等が昨年エールにある同氏に掛合いしとき単に抜粋様のものを送り越され この為多少の手違を生ぜしが加之材料蒐集の為め各教会講義所に懸合ひしものも今に至って尚三分の一以上(三十七ヶ處)よりは廻答を送り来らず 箇人に就て求めし材料も未だ悉く纏らず 其の上三人の委員中村上氏は差支の為め其努に服せらるる事能はず 原田氏は神戸にあり予は京都にあり色々の事情の為め遂に今日に至りて未だ完成を告ぐる事能はざるなり これ主として余り粗雑なるものを上梓しては我組合教会の面目にもかかはる事と恐れしが故なり……」。  
 30) 『第14回総会記録』(1899.26頁.79頁)  
 31) 『明治36年度便覧』(1903.7.25、104頁)によると、この時委員の補充は行われなかった。  
 32) 第21回総会で新委員が選出されたいきさつは『明治39年便覧』(1906.4.20、21頁)に報告されていた。新委員の一覧は同便覧の25頁にある。  
 33) 『第15回総会記録』(1900、71-73頁)  
 34) 『明治40年便覧』(1907.3.30、109頁)  
 35) 『明治41年便覧』(1908.3.6、116頁)  
 36) 1900年度から1909年度までの歴史編纂事業関連の会計支出予算決算を整理すると次の通りであった。(単位は円、-は不明)

	1900	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909
予算	70	—	100	50	50	30	—	70	70	70
決算	20	—	28	3	1.60	0	0	0	40	0

- 37) 『明治43年便覧』(1910.7.5、128頁)は第25回総会における八濱徳三郎の報告を次のように伝えていた。「予は昨秋原田委員長より編纂主任の嘱を受くるや遅くとも本年の総会までには全く之を完成せしめんとの志を有したりしが中途にして材料の採取に不便なる神戸に赴任し都合上半ば自給せざる可からざるの窮境に處せしがため頗る多忙を極め静に編纂の事業に鞅掌するの暇なく空しく今日に至れり云々(八濱徳三郎氏の報告文代読)」。
- 38) 『明治44年便覧』(1911.7.31、38頁)。ただし、前委員の辞任あるいはその理由などに触れている史料は見当たらない。
- 39) 小崎弘道が責任を負った1910年度から1923年度までの歴史編纂事業関連の会計支出予算決算を整理すると次の通りであった。(単位は円)

	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923
予算	40	40	40	40	40	40	50	100	100	100	100	100	100	100
決算	0	0	0	0	0	0	72	30	0	0	0	0	100	100

- 40) 『明治44年便覧』(1911.7.31、119頁)、『明治45年便覧』(1912.5.31、127頁)
- 41) 『大正2年便覧』(1913.4.28、147頁)
- 42) 『大正4年便覧』(1915.6.5、158頁)
- 43) 『大正5年便覧』(1916.5.25、162頁)
- 44) 『大正6年便覧』(1917.7.25、136頁)
- 45) 『大正7年便覧』(1918.7.30、155頁)
- 46) 第37回総会(1921.10.6-10)での小崎の発言を『大正11年便覧』(1922.8.17、62頁)は次の通り報告していた。「教会歴史編纂に関する報告(委員長 小崎弘道) 日本組合基督教会の歴史編纂委員として別に報告すべきことなし。今後然るべき新しい委員を選挙せられんことを望む」。
- 47) 『大正11年便覧』(1922.8.17、44頁)は次の通り報告していた。「『日本組合基督教会とは何か』の発行。組合教会の主義、精神、組織、現状を宣伝せんが為め本年8月『日本組合基督教会とは何か』(今泉真幸氏著述)を発行したるが、希望者多くして既に三版に及べり」。
- 48) 「材料は略ば整ひ居る」『大正8年便覧』(1919.7.30、157頁)、「前編は細密なれども、後編は蕪雜不備の恐れあり、一応委員と詳密なる調査を遂げたる後出版の運びに至りたいと思う」『大正9年便覧』(1920.7.12、178頁)、「教会歴史に関する材料は最早十分に蒐集しあれば時間の都合の付き次第其編纂に着手する考へなり」『大正10年便覧』(1921.8.25、174頁)等と報告されていた。このような作業の重複は今泉の要求が考えられる。
- 49) 後に今泉は組合教会史から組合教会を説明する『日本組合基督教会』(1934.10.15)を出版した。この書と小崎『日本組合基督教会史』(1924.9.10)の比較で今泉と小

崎の見解の相違が確認できる。

- 50) 『大正11年便覧』(1922.8.17、40頁)
- 51) 『大正12年便覧』(1923.7.2、129頁)
- 52) 『第39回総会記録』(1924.5、42頁)
- 53) 『第39回総会記録』(1924.5、17頁.49頁)
- 54) 『第40回総会記録』(1924.12、90頁)
- 55) 組合教会歴史出版委員を選出したのが1923年12月の理事会であり、1924年9月に『日本組合基督教会史』を出版した。今泉たちに与えられた時間はごく限られていた。その間の校閲作業は『日本組合基督教会史』序文で述べられている。
- 56) 『日本組合基督教会史』序文は今泉の修正作業方針を次の通り説明していた。「斯くて今泉は左の如き修正を施したのである。一、三氏の訂正若しくは批判にして成程と思はるる所は、それに従って修正した。二、教会設立日は組合教会便覧のそれに従った。三、小崎氏が口述を筆記者に筆記せしめしものなれば、文字の未熟なるもの、文脈の不整なるもの、重複して居る箇所など、出来るだけ修正した。」
- 57) 『日本組合基督教会史』序文は未定稿とした理事会決議を次の通り紹介している。「而して本年七月の理事会は左の如く決議した。一、二、(省略)三、未定稿として出版すること。(これは大方諸氏の同情ある批判と助言により、尚ほ訂正すべきは訂正し、添加すべきは添加し、更に正確な更に豊富な更に完全な歴史の作製を他日に待つ為である)」。
- 58) 『第41回総会記録』(1926.5、65頁)は次の通り、『日本組合基督教会史』出版関連の会計決算報告を掲載している。

大正13年度経常費追加 歴史編纂費収支決算 (単位は円)

収入の部	支出の部						
	指定寄付金	売上代金	合計	編纂費	出版費	雑費	合計
	800.000	70.320	870.320	230.000	555.000	85.320	870.320
59) 組合教会の解散を承認した第57回臨時総会(1941.6、26-27)で組合教会歴史編纂のための委員会設置が決議された。そのいきさつは本論第2章1節で述べた。							
60) 『日本基督伝道会社略史』(1898.4.9、日本基督伝道会社)は前史、本史(合計34頁)と附録から構成されていた。『第14回 総会記録』(1899、133頁)は「会社略史」出版の支出決算を次の通り報告していた。印刷費 42円 編纂者慰労金 8円 合計 50円							
61) 原田と油谷は1898年4月に組織された歴史編纂委員であった。							
62) 『会社略史』序文は史料について次の通り紹介していた。「此書は主として本社の記録及び組合教会並伝道会社年会記録に基き記述したものにして傍ら七一雑報、基督教新聞、Missionary Herald、伝道月報等を参照したり、又宣教師大阪大会記録に負ふ所少なからず」。							
63) 『会社略史』序文は組合教会史との関わりについて次の通り記載していた。「本社は組合諸教会の共同事業にして其実際は組合教会伝道局と云ふも不可なかるべし、故							

に組合教会の歴史を知らざれば未だ本社の履歴を悉せりと云ふべからず、聞く来年を期して更に組合教会歴史出版の計画ありと読者幸に之と併せ観玉はんことを乞う、此書の脱漏誤謬もまた其時を待て補正することあるべし」。

- 64) 『会社略史』序文は伝道会社創立20周年祝会と『会社略史』編纂との関わりについて次の通り記載していた。「本年四月に東京に於て組合教会総会を開くの時期をトし特に日本基督伝道会社創立満二十年の祝会を挙行せんとす、依て常議員諸兄予に嘱するに略史編纂の事を以てせらる、…」。
- 65) 『会社略史』の第17年会以降の小見出しへは次の通り。「第17年会独立論の沸騰」、「独立論の由来」、「内外出金の割合」、「組織変更調査委員」、「第18年会本社の独立」、「アメリカンボードへの謝状」、「宣教師への書簡」、「独立の途如何」、「特別寄付」、「第19年会」、「第20年会」、「基本金の募集」、「基本金趣意書」、「創立以来伝道事業の梗概」、「本社の補助者」、「最近2年間の財政」、「収支総額」、「現今の伝道地」、「文学事業」、「主義方針」
- 66) 「組合教会独立始末」(1906.10.15、日本組合基督教会事務所)は本文(24頁)と付録(6頁)から構成されていた。
- 67) 『基督教世界』(1906.10.4、第1205号、3頁)は「教会史料」掲載の理由を次の通り述べていた。「史料掲載に付一言す(省略) 史料の一部分即ち創始時代の歴史を此所に掲載する理由は之を一冊の書籍として発行するに先ち読者諸君の批評を乞はん為である、事実の錯誤や遺漏あれば訂正増補を願ふは勿論、編輯の体裁に付ても腹蔵なく意見を示されんことを望むのである(省略)」。
- 68) 「教会史料」の目次は次の通りであった。

#### 第一章 組合教会創業前の新教伝道(自安政6年一至明治2年)

第一 新教伝道の端緒 第二 宣教師の渡来 第三 宣教師の働き

#### 第二章 組合教会準備時代(自明治2年末一至明治6年末)

第一 日本社会の状態 第二 アメリカンボード派遣宣教師の渡来 第三 伝道の着手 甲、神戸 乙、大阪 丙、三田 丁、京都 第四 最初の新教教会の設立 附 最初の諸派宣教師会議

#### 第三章 組合教会創始時代(其上)(自明治7年一至明治10年末)

第一 時代の概観 第二 諸教会の設立 甲、神戸教会 乙、大阪教会 丙、三田教会 丁、兵庫教会 戊、京都の三公会 己、浪華教会 庚、多聞教会 第三 諸公会連合親睦会

#### 第四章 組合教会創始時代(其中)(自明治7年一至明治10年末)

第四 各地の伝道 甲、神戸地方 乙、大阪地方 丙、京都地方 丁、中国 戊、四国 己、関東 第五 教会政治及信仰箇条 甲、宗派問題 乙、教会政治 丙、信仰箇条 丁、宣教師との関係

#### 第五章 組合教会創始時代(其下)(自明治7年一至明治10年末)

第六 教育事業 甲、同志社 乙、熊本洋学校 丙、神戸英和学校 第七 文学 甲、聖書翻訳及讃美歌 乙、類書出版

## 第六章 組合教会の第二期(其上)(自明治11年－至明治16年)

## 第一 時代の概観 第二 諸教会 甲、神戸地方

69) 今泉はある程度自分の見解や判断に従って編集したと思われる。時期区分については坂田貞之助の影響が見られる。

70) 『教会略史』には次の通り名称の変更が確認できた。『日本組合基督教会略史一班』(明治37年便覧)、『日本組合教会略史』(明治38年便覧－明治43年便覧、明治45年便覧－大正4年便覧)、『組合基督教会略史』(明治44年便覧)、『日本組合基督教会略史』(大正5年便覧－大正12年便覧)

71) 『教会史稿(1)』の目次は次の通りであった。

第一篇 準備の時代 1859－1873

第二篇 教会創設時代 1874－1882

第三篇 教会発展の時代 1883－1890

第四篇 教会不振の時代 1891－1900

第五篇 教会漸進の時代 1901－1912

第六篇 大正時代と組合教会の将来

さらに末尾には附録の目次が次の通り記されていた。

附録 第一 日本組合基督教会史年表 第二 同牧師、伝道師、宣教師及女学師の死亡者年譜 第三 新島襄の同志社大学設立趣意書 第四 日本組合基督教会日本一致基督合同案 第五 日本組合基督教会 規約(明治19年)

72) 『年表稿』は1859年－1914年から構成されていた。その目次はほぼ『教会史稿(1)』に従っていたが、第六篇は「内生の時代」とされていた。

73) 『教会史稿(2)』の目次は第六篇がないことを除けばほぼ『教会史稿(1)』と同様であった。ただし、原稿は第三篇の途中で中断していた。また、目次全体の上に大きく「第一」と書き込まれていた。

74) その根拠は次の2点である。第1は小崎が編纂の途中までの完了を報告していたのが第30回総会だけであったこと。第2に『教会史稿(2)』の目次の上に大きく「第一」と記入されていたのが「第一編だけの編纂」に対応と考えられること。

75) 1923年に組合教会本部へ送られた原稿は小崎の自筆ではなかった。

76) 『教会史稿(1)』には原稿のほぼ半ばに数頁の白紙部分がある。この白紙部分の前は『教会史稿(2)』の清書部分であり、白紙の後が『教会史稿(2)』以降を執筆した部分であった。

77) 『大正6年便覧』(1917.7.25、136頁)

78) 「第六篇 大正時代と組合教会の将来」を「あと書き」に変更した理由は何であったのか。考えられるのは『教会史稿(1)』執筆後の年月の経過であった。「第六篇」は「大正」初期を時代状況として小崎の組合教会に対する見解を述べていた。しかし、1923年に「大正」初期の時代状況では都合が悪かった。そこで、小崎の見解内容はともかくとして時代状況等に対応して多少の修正を加え「あと書き」としたと考えられる。

- 79) 小崎の組合教会史時期区分の特長は何であったのか。まず、この時期区分は必ずしも組合教会の重要な出来事を留意していなかった。また、小崎は『日本基督教会史』でもほぼ同様の時期区分を行っていた。要するに小崎は日本プロテスタント教会全体の動向を念頭に置きながら組合教会史を時期区分したと考えられる。
- 80) 次の人々の簡潔な評伝あるいは伝記の紹介があった。市川栄之助夫妻・ヂューンズ・山崎為徳・上原方立・半田宇平次・沢山保羅・新島襄・デビス博士・デフォレスト博士・タルカット女史・ダッドレー女史
- 81) 「アッキンソンの伝道旅行」、「新島、小崎の日向伝道」、「基督教信徒青年会の設立」、「新桜田町教会と日本基督教会との合同」、「小崎弘道の東北巡回」、「シカゴの世界宗教大会」、「小崎弘道同志社の社長を辞して」、「小崎弘道夫妻の布哇行」、「東京伝道学校の設立」等は小崎の個人史と重なった。
- 82) 『教会史稿(1)』と『組合教会史』を比較すると、たとえば小見出しの体裁などが整えられていた。
- 83) 『教会史稿(1)』(157—160頁)
- 84) 今泉は『日本組合基督教会』で尊敬を込め組合教会を語っていた。
- 85) 小崎『組合教会史』(110頁)
- 86) 今泉『日本組合基督教会』(22頁)